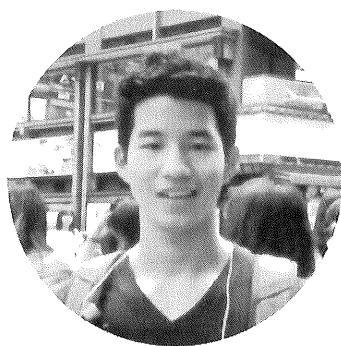




2011年度 事業報告

自 2011年4月01日
至 2012年3月31日



社会福祉法人 日本国際社会事業団
INTERNATIONAL SOCIAL SERVICE JAPAN
(ISSJ)

2011年度活動報告 (平成23年度)

社会福祉法人 日本国際社会事業団
INTERNATIONAL SOCIAL SERVICE JAPAN
常務理事 大森 邦子

この冊子は 2011 年 4 月から 2012 年 3 月までの 1 年間に社会福祉法人日本国際社会事業団 (International Social Service Japan, 以下 I S S J) が行った活動報告です。

2011 年度は 3 月 11 日の震災の影響がさまざまな形で影響を及ぼす年となりました。震災に原発の問題が重なり、子どもたちの健康を案じる声が大きくなっています。人生には何時どこでどんな問題が生じるか判りません。そうした中で家族の絆を見直す動きが広がっております。しかし、I S S J には家庭に恵まれない子どもたちや、家族と離れ離れになった難民の人、国際結婚の破綻から生じた家族間問題を抱える人たちからの相談が寄せられております。

I S S J は 1952 年に、第二次大戦後に生まれた駐留軍兵士と日本人女性の間に生まれた多くの混血の子どもたちを海外の父親の国で養育をしていただく国際養子縁組を行うために有志が集まり、日米孤児救済合同委員会としてスタートしました。その活動が国に認められ、1959 年 9 月 15 日に厚生省（現厚生労働省）の認可を得て社会福祉法人日本国際社会事業団となりました。同時に、ジュネーブに本部を置く International Social Service(ISS) の日本支部にもなりました。ISS は国連の諮問機関でもあり、世界に 17 の支部と 140 を超える国に通信員をおいています。

I S S J は、『国境を越えて愛の手を』モットーに、今まで 60 年活動を続けております。今年度は、実親の保護が受けられない子どものための国際養子縁組、国境を越えた未成年者への家族再会援助、無国籍や未就籍児童の国籍取得援助や難民への医療費援助、難民申請者へのカウンセリングや難民理解のための支援者へのワークショップ、カンボジアのストリートチルドレンへの識字教育とその母親への自立支援、その他支援活動をより充実させるためのソーシャルワーカーの研修、国際ソーシャルワーカーの育成、国際福祉に関わる翻訳、広報活動や活動資金を得るためにチャリティ映画会やコンサート、バザー等様々な活動を行いました。国境を越える人々の存在は年々増えておりますが、それに伴い I S S J に持ち込まれる相談内容は複雑化しております。問題解決が良い方向に行くようスタッフは日々研鑽を積んでおります。

今年度において I S S J の活動に対し、ご指導、ご協力を頂きました厚生労働省、外務省、法務省、入国管理局、目黒区、はじめ関係官庁、各国大使館、アジア福祉教育財団難民事業本部、F R J 、また活動資金の支援をしてくださいました J K A (旧日本自転車振興会)、日本財団、国連難民高等弁務官事務所 (U N H C R)、日本メイスン財団、郵便貯金・簡易生命保険管理機構 (国際ボランティア貯金)、東京都共同募金会、実践倫理宏正会、東洋埠頭株式会社、三菱マテリアル株式会社、呉市赤十字奉仕団、桜東京パイロットクラブ、東京京浜ロータリークラブ、さらに個人として寄付を下さいました多くの皆様、またボランティアとして活動を支えて下さいました皆様、チャリティ映画会とチャリティコンサートにご協力を頂きました皆様に、役職員一同から厚く御礼申し上げます。

1. 国際養子縁組

この事業は、JKA(旧日本自転車振興会)の補助金を受けて行った。ISSJの「国際養子縁組」とは、養親となる者と養子となる者の国籍が二カ国以上にまたがる縁組を指す。よって、日本人の子どもを日本人夫妻に委託することはない。日本人の子どもの委託先を国内に求める場合、配偶者のどちらか一方が外国人の夫妻（国際結婚をした夫妻）、または在日外国人夫妻が対象となる。国際養子縁組を希望する日本人夫妻には、在日外国人の子どもを委託する。

国際養子縁組に関するハーグ条約は、署名国が「子どもが出身家庭の保護の下にとどまることができるための適切な手段を取ること」を前提に、国際養子縁組を「出身国においてふさわしい家庭が見つからない子のために恒久的な家族の利益を提供するものであること」、そして「子の最善の利益に基づき、かつ、その基本的権利を尊重してのみ行われること」と位置づけている。残念ながら日本は、まだこの条約を批准していないが、ISSJは、この条約の理念に基づいて、日本の要保護児童の家庭養護を促進するために、長年にわたり国際養子縁組に取り組んでいる。近年、ISSJが委託をする子どもの多くは、出生時から施設で養育されている、里親委託が実現せず、将来においても保護者による引き取りが見込めない、という共通点をもつ。既往歴や発達の遅れなどから、里親委託が不調だった子どももいれば、発育上の問題はなくとも、里親希望者が現れなかつた子どももいる。

家庭養護を必要としながら、引き取りが見込めない子どもに、国際養子縁組という方法で、恒久的な家庭を与えたいと願うISSJの趣旨に賛同し、毎年十数件の養親希望者が、ISSJに養子縁組を申請し、家庭調査を経て、養親候補者として登録されている。養親希望者が日本在住の場合は、ISSJが家庭調査を実施するが、アメリカやカナダ等国外在住の場合は、居住する国の州で認可を受けた機関・団体による家庭調査書の提出を義務付けている。今年度は、在日米軍基地に所属するアメリカ人家族に4歳の女の子、米国アリゾナ州に住むアメリカ人家族に4歳の男の子を委託した。在日米軍基地を含め、日本国内に住む家族に子どもを委託した場合は、ISSJが引き続き、子どもと家族の適応を見守り、必要な支援を提供することができるという利点がある。また、国内委託は子どもの身体的・精神的負担も少なくてすむため、当事業団は、日本に住む家族への委託を最優先にしている。一方、養親候補者が外国に居住している場合は、家庭調査を担った機関・団体が委託後の適応調査を行い、養親候補者と養子となる子どもに必要な支援を提供する。一定の適応期間を経て、適応が良好であれば、養親候補者が居住する国の法律に基づいて、養子縁組手続きが開始される。養親候補者を欧米に求める場合は、相手国の機関・団体との協働が必要となり、マッチングの可否は、家庭調査書の内容を基に判断しなくてはならない。しかし、国際養子縁組が社会に浸透している欧米社会には、子どものための養子縁組が深く根付いている。また、多文化・異文化社会が形成され、マイノリティに対しても手厚いサポート体制が準備され、養親候補者が背景や文化の違う子どもを養育するには優れた環境となる。国際養子縁組に深い理解を示し、時には豊かな子育て経験をもつ養親候補者が、日本では引き取りの見込みのなかった子どもたちを温かく迎え入れ、深い愛情を注いで育む姿を目の当たりにするたびに、国際養子縁組の意義を再認識するのである。

分類と解釈

ISSJで現在扱っている国際養子縁組を子どもの住居地別に分類すると以下のようになる。

A	日本国内に住む子どもを養親のいる外国に養子縁組目的で移住させ、その国で法的養子縁組を完了する。
B	日本国内に住む子ども（日本人、外国人）を、子どもと国籍の異なる国内在住の夫婦に委託し、日本の家庭裁判所で養子縁組を完了する。 ① 子どもと養親は他人 ② 子どもと養親は親族（連れ子、親戚など）
C	外国に住む子どもが、外国の養子縁組機関の許可を取って日本に移動し、日本の家庭裁判所で養子縁組を完了する。 ① 子どもと養親は他人 ② 子どもと養親は親族（連れ子、親戚など）

今年度、ISSJへの養子縁組の問い合わせ数は 658 件、その中で 37 ケースを継続して援助した。昨年度より引き続き扱っている 124 ケースを合わせると、今年度国際養子縁組のケースとして援助活動を行ったのは 161 ケースである。

今年度の相談数

	連れ子養子縁組 Step	血縁関係のある 養子縁組 Relative	血縁関係のない 養子縁組 Non-Relative	不明	合計
フィリピン	106	35	14	14	169
タイ	11	12	4	0	27
上記以外	72	33	348	9	462
合計	189	80	366	22	658

本年度取り扱いケース数

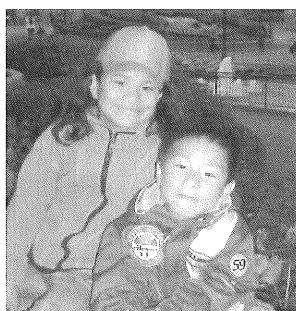
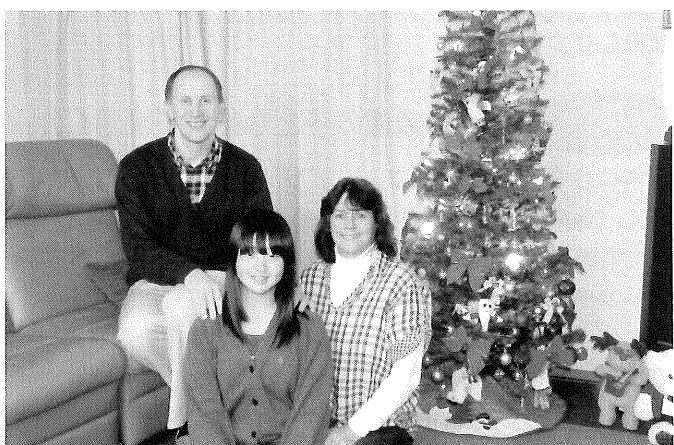
	連れ子養子縁組 Step			血縁関係のある養子縁組 Relative			血縁関係のない養子縁組 Non-Relative			合計
フィリピン	新規オープン	2	19	新規オープン	6	26	新規オープン	1	5	50
	前年度縁越	17		前年度縁越	20		前年度縁越	4		
タイ	新規オープン	1	15	新規オープン	4	12	新規オープン	0	3	30
	前年度縁越	14		前年度縁越	8		前年度縁越	3		
上記以外	新規オープン	0	0	新規オープン	0	2	新規オープン	23	79	81
	前年度縁越	0		前年度縁越	2		前年度縁越	56		
合計			34			40			87	161

本年度、国際養子縁組で関係した国は、日本、フィリピン、タイ、アメリカ、ルーマニア、カナダ、オーストラリア、中国、モルドバ、スリランカ、エチオピア、ミャンマー、北朝鮮、台湾、インド、インドネシア、イラン、ジャマイカ、モロッコ、ニュージーランド、ウズベキスタン、フランス、イタリア、韓国、モンゴル、ネパール、セント・ヴィンセントであった。

ISSJはフィリピン政府の社会福祉開発省 (Department of Social Welfare and Development : 以下 DSWD) および国際養子縁組審議会 (Intercountry Adoption Board : 以下 I CAB) から認可された日本で唯一の養子縁組機関であり、またタイ政府の社会開発福祉省 (The Department of Social Development and Welfare : DSDW) とも密接な関係を築いている。

今年度は、連れ子養子縁組 (Step) 希望の養親のためのオリエンテーションは、2回4人、血縁関係のある養子縁組 (Relative) 希望の養親のためのオリエンテーションは9回18人、血縁のない養子縁組 (Non-Relative) 希望の養親のためのオリエンテーションは13回26人が参加している。今年度、養子縁組手続きが終了したのは、連れ子養子縁組 (Step) が0ケース、血縁関係のある養子縁組 (Relative) が3ケース、血縁関係のない養子縁組 (Non-Relative) が3ケース、合計4ケースである。手続きの開始から完了するまでには1年以上かかることが多い。この間、ISSJのワーカーは養親希望者をサポートし続けている。養子縁組成立後の親子関係に対するサポートはそれ以後も必要な場合もあり、ISSJでは長期間にわたる支援も行っている。アフターケアの一つとして、何か困難な事態が生じた場合にISSJの支援を思い起こしてもらうよう養子縁組を援助した家族にクリスマスカードを送っている。本年も養子縁組を援助した家族から成長した養子の多くクリスマスのカードが寄せられた。

本年、養子縁組をした家族から寄せられたクリスマスカードの一部です



ケース 1

国際養子縁組で新しい家庭を持ったケース －Non-Relative Adoption－

児童養護施設に暮らす4歳児愛ちゃん（仮名）の国際養子縁組の依頼が児童相談所からISSJに対してあった。児童相談所では日本国内での養子縁組を試みるも、まとまらず、このまま施設で育つよりは養子として温かい家庭で養育されることが好ましいという判断でISSJへ希望をつなげた。ISSJでは愛ちゃんの養親として最適であろうと思われる養親候補者米国人夫妻を選んだ。夫妻は実子をつくる可能性は彼らの身体的な状況から不可能であることは結婚当初から明らかだった。血縁関係のない家族は血縁関係のある家族と同等に素晴らしいとの信念を持つ養親夫妻は長い間養子縁組計画についてふたりで話し合い、大切に温めてきたのだ。児童相談所からの了承も得て、晴れて愛ちゃんと養親夫妻との適応試験期間は始まった。当初は早口でおしゃべりな愛ちゃんは米国人である養親夫妻と意思疎通ができずにカンシャクを起こす時もあったが、養親夫妻も日本語を勉強したり、愛ちゃんと会話をするためにピクチャーボードを用意したりと努力を惜しまなかった。また「母親」を全く知らない愛ちゃんは養母との接し方が分からず、養父にばかり親しつんだ。養母候補者はそんな彼女に対して自分が養母であることを無理に認めさせようとはせず、ただじっと愛情を持って見守り、養父候補者もそんな養母候補者を励まし、なぐさめ、出来るだけ愛ちゃんと養母が慣れ親しむような環境づくりに配慮した。その結果、愛ちゃんも無理なく、徐々に養母候補者を「母」として受け入れていった。言葉の面では時間はかかったものの、時が経つにつれて愛ちゃんの養父母たちへの信頼関係も増し、ある程度の意思疎通ができるればそれで満足してカンシャクを起こすことも無くなっていた。愛ちゃんは幼稚園に通い始めると徐々に友達の輪を広げ、今ではいろいろな国のお友達と楽しく過ごしている。愛ちゃんは養父母との新しい生活に十分に適応している状況を確認し、養親夫妻との特別養子縁組は申し立てられた。

ケース 2

妻の親戚の子どもを養子縁組したケース －Relative Adoption－

日本に住む日本人夫とフィリピン人妻の夫妻は、妻の母国であるフィリピンから親戚の子ども花ちゃん（仮名）を養子縁組するためISSJへ養子縁組手続き申請をした。花ちゃんの実母はフィリピンで看護大学在学中にボーイフレンドができ、やがて花ちゃんを妊娠するに至った。実父であるボーイフレンドは実母から妊娠を知らされると同時に実母から離れていき、実母は大学での勉強をやめて出産に備えなければならなくなってしまった。また実母の家族環境も決して恵まれてはいなかっただけで、養親夫妻は親戚である実母を心配し、実母が妊娠しても大学での勉強を続けられるように日本から経済的に支援した。しかしながら精神的に子育てをする準備のないまま出産した実母は、花ちゃんが生まれて1週間後に子どもを祖母に預けて育児をしなくなったため、日本に住む養親夫妻は花ちゃんの養子縁組を計画した。養親夫妻からの申請を受けたISSJは、まずフィリピンにいる花ちゃんの養子縁組が適切かどうかをフィリピン社会福祉開発省(DSWD)に照会し、DSWDの調査によって花ちゃんの養子縁組の必要性が確認された上で、今度は日本に住む養親夫妻の家庭調査に進んだ。夫妻は日本で飲食店を経営し、病気をかかえていたが、夫妻の実子らも既に手のかからない年令に成長しており、家族や周囲の協力も得ながら精神的にも経済的にも安定した日々を過ごしていた。ISSJでは養親夫妻が花ちゃんに対して温かく健やかな家庭環境を提供し得ると判断しDSWDへ報告を行い、同省から養子縁組の託置許可が下りた。ISSJは6ヵ月間の適応試験期間中に数回の家庭訪問を経て、花ちゃんと養親夫妻の適応に何ら問題はないとの判断した。その旨をDSWDにレポートし、同省はこの養子縁組に対する許可書を発行した。日本で家庭裁判所に花ちゃんと養親夫妻の養子縁組の申立てを行った。慈しんで育ててもらえる養親家族を得て花ちゃんはのびのびと育っている。

ケース3

養子縁組したタイのケース －Relative Adoption－

タイの国際養子縁組法は、タイの未成年者が外国人と養子縁組をする場合は、社会開発福祉省（DSDW）が管轄する養子縁組センターの許可を得ることを求めている。養子縁組センターは、日本に居住する養親希望者には、ISSJによる家庭調査を受けるように指導をしている。そのため、ISSJは、日本に在住する家族が、タイ人の未成年者との養子縁組を希望する際には、養子縁組センターへの申請手続きを援助している。今年度は、日本人とタイ人の夫妻が連れ子やタイに住む親族（姪、甥、孫）を養子縁組するケースを扱った。

外国人配偶者の連れ子（未成年者）は、日本人配偶者と養子縁組をしなくとも、「定住者」として日本での在留が認められる。しかし、外国人配偶者の親族については、6歳までに養子縁組を済ませた上で、日本に呼び寄せないと、長期の在留資格を取得できない。そのため、国際養子縁組によって未成年者を日本に呼び寄せる際には、養子となる者の年齢にも留意する必要がある。

養子縁組の手続きは各国によって異なるため、各国の法律に定められた手続きをふまないと、養子縁組の効力が及ばず、養子となった者の出生証明書の改姓やパスポートの氏変更ができない事態となる。ISSJは、家庭調査書の作成やその他の必要書類を翻訳、公証（公証役場）、認証（タイ大使館）し、養子縁組センターに提出する。養子となる子どもがタイにいる場合は、タイの福祉局が子どもの調査を実施する。養子縁組センターは、養親候補者、子どもそれぞれの調査書と申請書類を基に審査を行い、養親候補者と子どもとの面接結果をふまえて、最終的な養子縁組の許可を出す。養子縁組センターから許可が下りれば、養親は養子となった子どものビザを申請し、日本に呼び寄せることができる。

ケース4

養子縁組をした男性のルーツ探しの援助

ある日、アメリカからISSJへ英語のメールが来た。「私は40年前にISSJを通してアメリカ人夫妻の養子になりました。私の生みのお母さんに会いたいと思っています。援助をしてもらえますか？」と、いう内容であった。ISSJでは養子縁組のケース記録を全て保管しているが、その中から彼のケースを探し出し、母親は日本人であること、またその当時の母親の戸籍謄本があることを確認したので、彼へ「戸籍謄本があるので弁護士の助けを借りて、お母さんの現在の居場所を探してみます。もし、見つかったらISSJから手紙を出し、あなたが会いたがっていることを伝えますね。」という内容の返事を送った。しばらくして弁護士から母親の現在の住民票が取得できたと連絡がきた。住民票にある住所に、「ISSJへ連絡をください」と書いた手紙を無地の封筒に入れて投函した。養子縁組のことを周りに人に言っていない場合を配慮してのことである。手紙を出し、1ヵ月待ったが、返事はなかったので、もう一度同じ内容の手紙を送った。それからまた1ヵ月過ぎたとき、母親から電話があった。「手紙が来てすぐに、あの子のことだな、とわかりました。あの子のことはこの40年、1日たりとも忘れたことはありません。でも私は彼を捨てたのです。いったいどんな顔をして会えばいいのでしょうか。私には彼に会う資格もありません。」そう言って電話口で泣く母親に、彼は結婚し子どももいること、とても幸せなこと、養親も生みの母親に会う事を了解しサポートしていること、生みのお母さんとのことを恨んだことはなく、命を与えてくれたことに感謝していること、彼のことを思ってこそ養子縁組の決断をしたと理解していることをソーシャルワーカーは伝えた。何回が電話で話した後、母親は息子に会う決心をした。ソーシャルワーカーは彼にそのことを伝えると、彼からは驚きと喜びのメールが届いた。その後、母と子は、手紙や写真のやり取りをしている。彼は今年の夏休みには、生みの母親と親戚に会う為に、妻子を連れて日本へ来る予定である。

2. 国境を越えた未成年者への家族再会援助

この事業は日本財団の助成を受け、2005年度から行っている継続事業である。2011年4月1日より2012年3月31日までの「国境を越えた未成年者への家族再会の援助」で新規相談を受けたのは117件で、そのうちオープンしたケース27件と前年度継続ケース91件を含め、本年度扱ったケースは235件であり、援助が完了したケースは28件、次年度への継続ケースは90件である。事業内容としては主に日本国内で親と離れ離れになり無国籍（未就籍）状態にある子どもへの就籍援助や、就籍後の子どもを母国に帰国させる援助、国際結婚の破綻など様々な事情で離れ離れになった親子を再会させる援助などである。

国籍取得や帰還支援事業では特にフィリピン人に対する援助が多い。フィリピン人女性が日本で子どもを出産した場合、在日フィリピン大使館に出生届けを出さなくては国籍取得ができないが、正式な婚姻でない場合や、不法滞在などの理由で母親が出生届けを出さず、しかも知人や子どもの実父（婚姻関係がない）に子どもを預けたまま行方不明になるケースが多々ある。母親の国籍を証明しないと大使館に子どもの出生届けや認知届を受理してもらえないため、ISSJは在日フィリピン人向けの情報誌の協力を得て母親探しの広告を掲載し捜す努力をする。どうしても捜しだせない場合はフィリピン大使館に相談の上、児童調書を作成し、フィリピンの国立統計局から取得した母親の出生証明書や日本の役場に提出した出生届の記載事項証明などの必要書類を添えて、フィリピン大使館で出生届を受理してもらっている。そして、多くの場合、子どもを受け入れてくれる本国の親族の家庭調査をフィリピン社会福祉開発省（DSWD）に依頼し、受け入れ能力や意志の確認をした後に、親権者以外の者が同伴する場合に必要な許可（Authority to Escort）をDSWDからもらって、子どもを母の本国に出国させ、子どもが安定した家族環境の中で生活が送れるよう家族再会の援助活動を行う。またフィリピンへ帰国してからはDSWDに追跡調査を依頼し、子どもと受け入れ家族との「適応報告書」を必ず送付してもらっている。

国際結婚の破綻など様々な事情で離れ離れになった親子を再会させる援助に関しては、日本政府は2012年中に「1980年国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約」を批准することを表明しており、これに関する相談・援助ケースも増えている。多くは国際結婚が破綻し、子どもを日本に連れ帰られてしまった外国人の父親から、母子に関する情報提供の依頼である。そのような依頼があった場合、ISSJのソーシャルワーカーはまず母親に手紙を書き、協力が得られる場合は子どもの福祉という点を最優先して援助を行っている。

ケース5

子どもの国籍取得援助のケース

ISSJに東京入国管理局から4歳の男の子が照会されてきた。子どもの両親は未婚でどちらもフィリピン国籍を持ち、日本で不法滞在をしていた。両親はこの不法滞在が発覚するのを恐れ、子どもの出生届けをフィリピン大使館に出さず、彼はビサもない状態であった。2011年の2月上旬ごろ、実母は男の子を実父のもとに置き去りにし、行方不明となった。しかし、同年4月、子どもの父親が無免許運転のために警察に逮捕され、拘留施設で2カ月服役した後、不法滞在による強制送還のために品川の入国管理局に移動した。子どもも入国管理局から本国送還を命じられ、子どもは一時的に児童相談所で保護されることになった。入国管理局は子どもの送還に必要な書類を揃えるためISSJに援助を依頼してきた。

I S S Jは次のような手順をもって、子どもが父親とできるだけ早く再会できるよう手続きを進めた。はじめに、I S S Jは東京入管局の父親を訪問し、子どもとその母親についての詳細な情報を集めた。そして在日フィリピン人向け情報誌に母親に関する情報提供を呼びかける記事を掲載してもらい、情報収集を試みた。しかしながら、母親は現れず、I S S Jは子どもが放棄されたのだと判断した。そのためI S S Jは、子どもの出生届をフィリピン大使館に提出する際に必要な承認を得るために、母親の両親や兄弟の調査をフィリピン社会開発福祉省(D SWD)に依頼した。しかし、D SWDは母親の出生証明書に記載されていた住所から母親の両親やきょうだいを探し出すことができなかつたため、I S S Jがフィリピン大使館から依頼があつた児童調査書を作成し、父親が母親の代わりに子どもの出生届けを届書・署名を行つた。

子どもの出生届をフィリピン大使館より受理できた時に、I S S Jは子どもが父親と供に帰国できるよう付き添うための許可をD SWDに要請した。そして入国管理局より要請があつた渡航書も父親の代わりに手続きを行つた。2011年11月、子どもと父親は本国へと送還された。フィリピンの父親からは、すでに子どもはとても元気で新しい環境にも順応しつつあり、問題は全くないとの連絡があつた。

ケース6

国際結婚の破綻による問題への援助のケース

I S S Jでは家族の再会援助を思わぬ形で支援することもある。児童相談所からの依頼を受け、アメリカ在住の父親と日本の養護施設で育った娘の再会にI S S Jのソーシャルワーカーが通訳として立ち会つた。父親はアメリカ人だが、日本で仕事をしていた際に日本人女性と結婚し、その後アメリカに移住した二人の間にこの少女が生まれた。少女が3歳の時に両親は離婚し、少女は母と共に母の実家に住むことになった。しかし不幸なことに、少女が5歳の時、母親が急死した。親族に引き取れる者がいなかつたため、少女はほどなくして児童養護施設へ入所した。以後10年間、少女は日常的に父の存在を意識することなく育つた。

再会の日、少女は半信半疑で父親と再会した。父親に「捨てられた」という意識があつたためか、決して親密とはいえない雰囲気の中、話が進んだ。少女が特に気にかけたのは、記憶の中に存在する母親についての話だった。通訳業務のみならず、I S S Jのソーシャルワーカーは、父親が少女のこれまでの境遇をよりよく理解できるように父娘双方に語りかけ、二人の間のコミュニケーションを図つた。これまで我が子をずっと探してきた父親は、再会するだけではなく、少女をアメリカに呼び寄せて一緒に暮らしたいと願つてゐた。父親には再婚した妻がいたが、妻は少女の受け入れに積極的だった。始めは喜んで渡米した少女だったが、言語の障壁や文化の違いを目の当たりにし、時間が経つと日本に帰りたいと懇願した。I S S Jでは少女の適応を第一に考え、親子間のやり取りをその間も見守り、必要な時に親子の双方にカウンセリングを行つた。

父親と継母、また地域や学校での支援を受け、少女は少しずつ新しい暮らしに慣れていった。家族でクリスマスツリーを飾っている写真など、送られてくる写真に少女の笑顔が増えるようになった。I S S Jでは現在も定期的に家族と連絡を取つてゐるが、少女は学業も優秀で、地域のボランティア活動にも積極的に参加している様子である。

3. 無国籍、未就籍、難民の子どもへの援助

今年度、I S S Jは東京メソニック協会の助成を受けて、難民申請者や難民の子どもたち、無国籍児、未就籍児などへの人道上の相談援助、生活支援援助を行った。難民申請中の人々の中には就労ビザがもらえないために働くことができず生活が困窮したり、また医療費が払えず病気が悪化したりして検査・治療が必要になった人もいる。そのための医療費と病院へ行く交通費、最低限の生活支援などを行った。日本で生まれ長年生活していても外国人母が出生届を自国大使館に提出していなかったり、また日本人女性でも自宅出産をして子どもの出生届を提出していなかったりした場合、子どもは法的にはこの世に存在しない子どもになる。今年度のケースには出生届が出ていないため、教育委員会から小学校への入学案内が届かず小学校も中学校も行かないまま15歳になっていた子どもの相談もあった。また未婚の難民申請者の母が出産した場合、実母が自国大使館への出生届けを希望しないために、数年間無国籍状態に置かれている子どもがいるので、母親との意思確認のために特殊言語の通訳を調達したケースもあった。難民申請中の子どもの父親が収容されていると子どもは精神的に不安定な状況に置かれるので、カウンセリングなども必要となる。こうしたケースにもソーシャルワーカーやカウンセラーの存在が求められる。

ケース7 医療費支援のケース

難民申請中のAさんから医療費がないため治療が受けられないので助けてほしいという連絡が入った。Aさんは腎臓病が悪化し、このままいくと透析を必要とする体になると医者から宣告を受けていた。しかし、治療費が払えないため病院に行っていなかった。ソーシャルワーカーが当人に面会して事情を聴いたところ、まだ幼い子どもが二人いるため働かなければならない事情が分かった。そこでI S S Jは医療費と生活に必要な物資の支援をすることにした。医療費は病院と直接話し合い、全額は無理だが、未払いになっている医療費を支払うことで、今後の医療費の支払いが遅れることを了解してもらって、治療を再開することができた。

ケース8 生活支援のケース

難民申請中のBさんは仕事先が倒産したため、失業し、その後の仕事が見つからないため、住宅費や光熱費の支払いが滞ってしまい、家主から明け渡しを命じられた。そのためBさんは体調を崩し、I S S Jに援助の依頼が入った。ソーシャルワーカーが訪問調査したところ、真面目に生活している様子がうかがわれた。そこで大家さんと話し合い、3ヵ月間は家賃をI S S Jが支払うことで継続して居住できるよう許可をもらった。Bさんは、現在I S S Jのソーシャルワーカーと一緒に仕事を探している。

ケース9 通学費用支援のケース

アキ（仮名）は18年前にフィリピン人母と日本人父との間に生まれた。母は不法滞在だったため発覚を恐れ、両親は婚姻届もアキの出生届も出さなかった。その結果、アキは無国籍状態になり、出生証明書、外国人登録証、パスポートなど身分を証する書類を何もなかった。乳幼児期の定期健診・予防接種はもとより、小学校、中学校の義務教育すら受けることなく、現在に至っている。6年前に母が車との接触事故を起こしたことから、不法滞在が明るみに出た。この時も、父はアキの存在を警察、入管に伏せ続けたため、母だけがフィリピンに送還されてしまった。一昨年、日本人父がフィリピン大使館にアキの国籍に関する相談をしたところ、アキの生い立ちとフィリピン人母に関する調査を尽くすようにとI S S J

を紹介された。ISSJは、フィリピン大使館に母が送還された日の特定とフィリピン大使館が発行した渡航証の記録開示を求める同時に、アキと日本人父に面接を行い、成育歴を聴取した。ISSJは、父子との面接記録とフィリピン大使館から入手した母に関する記録を基に調査報告書を作成した。フィリピン大使館は、この報告書を基にアキの出生届を受理し、晴れてフィリピン国籍を取得することができた。ISSJが相談を受けた当初、義務教育を受けていないアキに学びの機会を与えたいと考え、NPO法人のフリースクールに受け入れてもらえないか、と相談をもちかけた。現在、アキはフリースクールのスタッフの支援を受け、意欲的に学習に取り組んでいる。ISSJは、アキの通学費用を援助している。

4. 難民および難民申請者への相談援助

ISSJは国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）からの委託を受け、日本に暮す難民申請者に心理社会的支援の一環としてカウンセリングを提供している。主な対象は東京入国管理局（東京都港区）や東日本入国管理センター（茨城県牛久市）等に収容されている難民申請者、そして仮放免中の申請者である。たとえ難民申請中であっても在留資格のない申請者は収容されることがある。収容からいつ解かれるのかは予め知ることができず、時として一年を越える収容は、申請者に精神・身体的に大きな傷を残す。仮放免で収容を解かれたとしても全ての申請者が政府からの保護費を受給できるわけではなく、友人などを頼りながら住居を転々とする申請者も少なくない。

2011年の対象者の内訳は南アジア（34%）、中東（27%）、アフリカ（26%）で、国籍は上位多いものからスリランカ16%、トルコ15%、イラン11%であった。人数は男性172人、女性13人であった。年齢は1歳から68歳で、18～50歳が大半を占めた。収容所訪問回数は53回、収容所でのカウンセリング件数は297回であった。収容所外での相談件数は特に3月の大震災以降増加し、カウンセリング件数は59回となった。これは仮放免を受ける人が増える一方、明日の食物にもことなく生活困難状態の人が増えたためと考えられる。不安定な生活から身体的・精神的健康を損なう申請者は多い。ソーシャルワーカーはカウンセリングに加え、精神医療を中心とする病院への付き添いや情報・日用品の提供も行なった。また医療との連携をとりやすくする為、臨床心理士が定期的にISSJでカウンセリングを提供できる体勢を整えた。

難民申請者が日本で出産した無国籍状態の子どもの養子縁組や、統合失調症を患っているが故に日本で難民申請者となってしまったケースなど、様々な要素が絡まった相談もISSJへ持ち込まれた。今後も個別にカウンセリングを提供することに加え、難民支援団体のネットワーク組織である難民フォーラム（FRJ）会員として、他団体と協力し全体的な難民問題に取り組んでいきたい。またワークショップ開催などを通して、難民・難民申請者に出会う医療・行政関係者や福祉を学ぶ学生へも理解を広める努力を継続したい。

◆ 牛久、品川のセンターでのカウンセリング ◆

茨城県牛久市の東日本入国管理センター及び東京都品川区の東京入国管理局に収容されている難民申請者のカウンセリングのため、本年度も平均して月に一度位のペースで面会を行った。日本での滞在期間が一部に20年と長い難民申請者もいるが、10年前後の人よりも多く、次いで1年前後の人が多い印象を受ける。面会した人は長期間収容されている人もいるが大半は1年前後の収容者であった。多様で複雑な事情をもつ難民申請者の面会をしてもっとも懸念される事象は彼らの健康問題である。収容期間がまだ短く取り立てて体調に不安を感じていない、主に若

年層の収容者もいるが、大半の収容者がなにかしら体調の不良を訴えている。ごくおおまかにその症状を列挙すると、きちんと睡眠が取れない、頭痛に悩まされる、背中や腰部の痛み、心臓や胃辺りの疼痛、視力の急激な低下、便秘及び／又は下痢、身体局部の腫れや発疹、痰や唾液に血が混じる等、枚挙にいとまがない。とくに夜に眠れないという症状は共通して収容者が訴えている。眠っても2時間くらいで目覚め、後はずっと起きている。医者から睡眠薬がないと眠れない、あるいは薬を飲んでも眠れない、という訴えもある。刑務所とは異なり、どれだけの期限でここから出所できるかが知らされていない状況、食習慣の違いではじめない配給食、数人の他国籍の収容者とのルーム・シェアリング、外部と遮断された生活、窓がなく昼夜の変化すら分からない部屋、さらには全く見えない自分の将来像など収容環境からのストレスに起因して健康を損なっていることは否めない。

こうしたストレスは精神面でも悪影響を及ぼし、うつ病その他の精神的病を招くことがある。G国の50代の収容者は自国で反政府運動へ参加していたため命すら狙われて10年前に来日した。難民申請の手続きが分からずオーバーステイで逮捕収容されたが、被害妄想に苦しみ、面会の度に尋常でない訴えを繰り返している。「ある日食べ物を粗末にしてそのため一人部屋に送られたが、部屋の天井からガスが吹き出てきた‥」「外で自分の名前を語って悪いことをしている人間がいるので改名することにした。」等々である。これは少し極端な事例であったが、この様に自国を逃れて“最も安全と云われている”国、日本へ庇護を求めてやって来てこうした環境に耐えて自由を求めている難民申請者がいることを一人でも多くの方々に知ってもらいたい。

◆ 難民のメンタルヘルスに関する研修会 ◆

2011年、ISSJでは多文化精神医学会の協力を得て、難民のメンタルヘルスに関するセミナーを東京、大阪、名古屋で開催した。講師には、東京では国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）駐日代表のヨハン・セルス氏と精神科医で多文化精神医学会理事長の野田文隆先生、大阪・名古屋ではUNHCR首席法務官ダニエル・アルカル氏と神戸看護大学教授の植本雅治先生にお願いした。東京会場（ミネルバの森）は少人数のサロン形式で開催したが満員となり、補助椅子を出して行われた。大阪・名古屋では難民支援団体数が少ないために参加者はそれほど多くなかったが、精神科医を始めとする医療関係者、弁護士、難民など多岐に渡った。

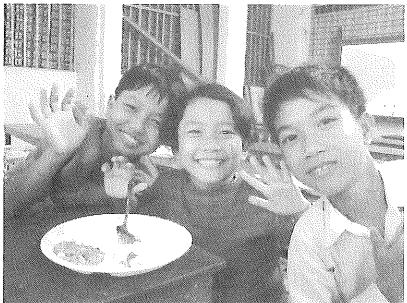
主な内容は、難民が抱える複雑な精神構造を解明する手がかりを探るというものである。基本的な精神疾患の説明から始まり、難民が抱えるトラウマへの対応、逃亡の過程や庇護国で生じやすい問題と精神への影響、難民認定後の社会統合の問題など、目に見えない問題がわかりやすく説明された。また、外国籍の人の治療を行うには文化の違いも考慮する必要があるという指摘があった。それは難民だけの問題ではなく、我々日本人が海外で暮らす場合にも発生する。精神的な問題を解決するには、その国の文化と患者が持つ文化（出身国の文化）の差異を考慮し、さらに難民・移住者・駐在員など個人の文脈にも配慮して初めて有効なケアを提供できるのである。

ISSJがこの問題に注目するようになった背景には、収容所でのカウンセリングがある。多くの収容者は精神的問題を訴え、それは収容所を出た後も継続する。また、身体的症状を訴える難民申請者も多いが、その大部分は精神的な問題に起因し、精神のケアなしに健康を回復することは難しい。そのことを難民に関わる多くの人に知ってもらいたいというのが企画の趣旨であった。3回の研修を通じて、現在何らかの形で難民に関わっている人に新たな視点と問題解決の切り口を提供することができた。今後は、ソーシャルワークの視点からより適切な支援のあり方を提示し、さらに難民支援者を増やすことを目指して、引き続きこの問題に取り組んでいきたい。

II 國際ソーシャルワーカーの人材育成、研修、実習

1. 国際ソーシャルワーカーの人材育成

◆ カンボジアにおけるプログラム ◆



楽しい給食の時間

I S S J のカンボジアにおける活動は、約 30 年前のインドシナ難民の援助事業が発端となっている。彼らの来た国の復興のために出来ることをと、I S S J は 1996 年、国際ボランティア貯金に係る寄付金を受け、首都プノンペン郊外に子どものデイケアセンター「プテア・ニヨニヨム（にこにこの家）」を開所し、人材育成事業を始めた。2007 年度からはカンボジア・プノンペン市中心部で『貧困家庭の子どもたちのための給食付識字教育プログラム』を進めている。

次々と高層ビルが建設され、道路など目に見えるインフラ整備がめざましい首都、プノンペン。しかし多くの人々はよりよい生活を求め都市へやってきた農村出身者であり、日雇いや建設労働者として転居を繰り返すなど、不安定な生活を続ける家庭は少なくない。カンボジアの識字率は向上しているものの農村で未だ 3 ~ 4 割といわれており、文字が読めない、読めるが書くことはできない、という農村出身の都市居住者は珍しくない。また夕方になるとめだつようになる、ゴミを集め、物を売り働く子どもたちの姿。都市の貧困のなかで生きる子どもたちにとっては、シンナー、人身売買、売春といった危険がすぐ手の届くところに存在する。貧困のサイクルから子どもたちが抜け出せるような教育の機会を提供すること、そしてその活動を継続していくける力をもつカンボジア人を育てることが、このプログラムの目的である。本年度は 日本人ソーシャルワーカーが 5 月、7 月、2 月に 1 ~ 2 週間ずつ訪れた。

ウナロム寺内にあるひろしまハウス 1 階へ拠点を移して 3 年目。プログラム開始当初は、授業中落ち着いて机の前に座っていられる子どもは少なく、また掃除・片付けの習慣もないため大切な文房具やおもちゃもあつという間に紛失してしまう状態であった。しかしうやうやく食事前の手洗いの習慣もつき、授業も見違えるように集中して受けられるようになってきた。こうした子どもたちの成長も受け、今年度新たに大阪市コミュニティ財団の助成によりコンピューター室を設けることができた。何よりも大きな変化は、カンボジア人スタッフらが自ら新たなプログラムを提案し実践していくようになってきたことである。スタッフが家庭訪問も行って子どもたち一人一人の家庭背景を理解し、事情に応じて文具などを提供することで、公立学校へ通えるようになった子どもたちがいる。年齢の高い子どもたちへは、より良い就職へつながるようパソコンを活用して英語や算数を教えている。週に一度設けたひろしまハウスと協同の図書館プログラムも、スタッフらの発案で、図書とプテアニヨニムの子どもたちが小学校や幼稚園へ出張し交流する機会を定期的に持つようになった。文化的な違いを尊重しつつ、彼らがより成長していくための機会を今後も提供していきたい。



慣れない歯磨きに一生懸命

◆ 日本におけるフィリピン人のソーシャルワーカー研修 ◆

本年度、ISSJはフィリピン社会福祉開発省（DSWD）のソーシャルワーカー1名に対し1年間の研修を実施した。研修内容は主にフィリピン国籍児の国際養子縁組、日本人夫と結婚したフィリピン人妻へのカウンセリング、フィリピン人を親に持つ子どもの出生届や国籍取得の援助およびそれにともなう本国送還の援助であった。さらに、日本語や日本文化の研修も実施し、日本社会や日本人の理解を深め、フィリピンへ帰国後も研修生は二国間に関わるケースの問題解決のために大きな役割を果たしている。

2. ケース研究会

ISSJでは、ソーシャルワーカーが隔週および必要時にミーティングを持ち、現在援助しているケースについて話し合い、よりよい援助方法について考える時間を設けている。ミーティングでは各ソーシャルワーカーが他のワーカーの意見を聞きたいケースの概要、経過、今までの援助等を説明し、意見交換をしている。その内容としては、例えば養子候補者やその実父母、養親候補者との各種面接について、無国籍児の援助方法について、国際結婚・離婚で子どものいる家族の仲介のケースに関して意見交換を行っている。また、他機関との手続きや変更の確認、海外の養子縁組や国籍取得に関する法律の変更点、またセミナーや国際会議に出席したワーカーの報告等も行い、新しい動きに対応できるよう準備している。

3. 日本語教育

本年度は、フィリピンDSWDより招聘されたソーシャルワーカー1名に対し、週一回日本語教育を行った。日常生活でよく使われる、実践的な基本表現を基に、文法に捉われない会話文を取り入れ、口頭練習を積み重ねていった。自然に発話ができるように、研修生の実生活に即した話題を取り上げることで、効果的に学ぶことができた。研修生は、日本語による自己表現の場として、学習に熱心に取り組んだ。さらに、日本の文化を様々な側面から紹介することに努めた。古来の伝統文化のみならず、現代の社会事情、宗教、教育、日本人の精神性などについて、研修生は、自国の文化との共通点、或いは相違点を見出しながら、異文化への理解を深めていった。この研修によって得た経験が、今後の二国間のケースワークに有効に生かされることを期待する次第である。

4. 必要書類および資料などの翻訳

ISSJの従事する国際的社会福祉事業は二カ国間にわたるため、それに関連する裁判や法律等の公的書類、心理学的診断書や健康診断書等の医療関係及び成績表、児童票等の学校からの証明書類や実親、養親候補者、推薦人からの個人の書簡等の文書類の翻訳が必要とされる。国際養子縁組ではフィリピンやタイとのケースもあるが、それは英語と日本語で対応している。さらにタガログ語やタイ語についてはそれぞれの国のソーシャルワーカーが翻訳に携わっている。加えて養親の中にはヨーロッパの人たちもいるため、フランス語の書類や法律などの翻訳も適時行っている。一方、入国管理センターに収容されている海外からの難民の支援もISSJの重要な活動であり、こうした難民からの窮状を訴える英語フランス語の手紙等の翻訳も行っている。

5. 国際会議参加

◆ ISSアジア太平洋地域会議参加 ◆

2011年6月16日、17日、18日に台北市でISSアジア太平洋地域会議が開催された。この会議は、アジア太平洋地域のISS支部がほぼ毎年持ち回りで主催国となるのだが、今年はISS台湾が地元の支援組織であるE-CPA Foundationの後援を頂いて台北市での開催となった。会議にはISS台湾から2名、ISS香港から2名、ISSフィリピンから2名、ISSオーストラリアから1名、ISS日本から1名の参加で、昨年度は東京で開催されたので各国代表とは1年ぶりの再会となった。



ISSアジア・太平洋地域会議（於台湾）

一日目は各支部からの近況報告、ネットワーク発展のための戦略構想、アジア太平洋地域の懸念事項に関する活発な意見交換などが行われた。二日目は社会福祉施設の視察では、ISS台灣がコンサルティングで関わっている台北市郊外の老人デイケアセンターおよび病院に隣接した老人施設を訪れ、三日目には台北移民サービスセンターを訪れた。ISS台灣が台湾に移住していく特に女性や子ども（中国本土からの流入が増加・・）を対象に料理、運動、学習支援など様々な支援プログラムに関わっていることも学んだ。また忙しい会議・施設訪問スケジュールの合間に国立故宮博物館の見学や夕食会も組み込まれていて、主催国のおもてなしの心が感じられた。

年に1回の会合だが、フェイス・トゥー・フェイスでの会話を通して各国の政策の違いを学んだり、協力できることを模索したりしたことは非常に意義あることで、ISSJがISSという世界的なネットワークの一員であることを改めて感じさせられた数日間だった。

◆ フィリピングローバルコンサルテーション会議参加 ◆

8月17日から19日まで、フィリピンの国際養子縁組当局であるICABが開催する国際会議に出席した。20カ国から260名以上が参加した今回は「子どもの権利を守る—海外提携団体との協力」という議題で、特に人身売買から子どもを守るための議論が交わされた。

不正に子どもを取引する方法は、誘拐や人身売買に限らない。フィリピンでは、血縁関係がない場合、実親が養親を選ぶことを禁止している。両者の金銭のやり取りは、例え出産費用でも人身売買とみなされる。また、出生届や孤児証明書の偽造も犯罪にあたる。養子縁組後の臓器提供も違法だ。会議では、被害者への救済・支援と同時に、予防策としてフィリピン国内の貧困の撲滅も課題としてあげられた。その他にも、フィリピンの孤児院が行う養子となる子どもへの準備についての講義があった。委託される新生児にはオムツや粉ミルク等、なるべく同じものを揃えることや、年長の子どもには、養子となるまでの経緯を説明することが重要だと指摘があった。一方で受け入れ国が持つ責任もある。養親候補者の中には健康的な新生児が欲しいとの希望を持っている場合もある。しかしながら、養子縁組という制度は、子どもが家庭を必要としているのであって、決して親が子どもを欲しいから行うものではないと強調された。子どもの利益を第一に考えるにあたって、この点をISSJでも常に養親候補者に説明する責任があると考えている。

III 広報活動事業

1. ISSJチャリティ映画会の開催

2011年度も6月と10月の年二回、恒例のISSJチャリティ映画会・バザーが行われた。但し6月29日に開催された第62回映画会は30年以上続いてきた映画会の歴史に残る会となった。それは3月11日に起きた東日本大震災で、1996年より会場として利用してきた九段会館が使用不能となり、また余震や電力不足が予想される中で映画会が無事開催できるだろうかと危惧されたからである。3月の理事会・評議員会では開催の是非が議題にあがり、映画会がこれまでISSJの活動を支える重要な事業ということが改めて認識され満場一致で開催を決定、急遽、会場を一ツ橋ホールに変更して開催することとなった。準備期間が短い中で無事終了することができたのも、ひとえに多くの皆様からのご支援、また幅広いボランティアネットワークに支えられてのことと感謝申し上げたい。また、この会のご招待券を東京に避難してきている人たちに100枚送り、ご協力金の一部はパスポート取得支援や生活支援など東日本大震災で被災した外国人、難民にも使わせて頂いた。

6月29日（水）に開催された第62回映画会では「オーケストラ！」を、10月15日（水）に開催された第63回映画会では「レオニー」を上映した。参加券販売、バザー収益、寄付金、広告収入などを含めた総収益はそれぞれ2,724,098円、3,024,962円で、参加券の販売数は2460枚、2174枚、入場者数は1486名（790名、416名、280名）、1316名（712名、367名、237名）であった。「レオニー」は天才彫刻家イサム・ノグチの母親の波乱に満ちた生涯を描いた作品であるが、映画会ちらしにはご厚意により松井久子監督からのメッセージも頂戴した。映画選定にあたっては、東急レクレーション、岩波ホールなどの専門機関の助言、協力を頂き、また長年ご支援いただいている「ペリニヨン」社からは、今年も映画会ちらしへの広告掲載のご協力を頂いた。今年度も、岩波ホール、桜東京パイロット

クラブ、大成建設株式会社、東京京浜ロータリークラブ、東京大井ロータリークラブ、東洋埠頭株式会社、遠山偕成株式会社、ナガセケンコー株式会社、日本女子大学図書館友の会、原沢製薬工業株式会社などの多くの団体の皆様にチケット販売でご協力を頂いた。日本国際社会事業団の映画会に参加し、映画会チケットを購入してくださる皆様のご支援があってこそ、ISSJの日々の社会福祉活動が成り立っている。皆様の温かいご協力により集まった寄付金は催物委員会よりISSJ本部に寄贈しISSJの様々な活動に使わせて頂いた。



多くの皆様がご協力下さるバザー



2. グローバルフェスタ参加

10月1、2日に日比谷公園で行なわれたグローバルフェスタへ出展した。国際協力活動を行っている政府機関、N G O、企業などが毎年一堂に会する国内最大の国際協力イベントである。今年は東日本大震災復興のため各国から受けた支援への感謝とともに、世界が今なお抱えている貧困問題などの諸課題の解決に対し互いに協力して取り組むことの重要性から『絆(連帯)』をテーマに開催され、280 団体以上が参加した。ISSJではボランティアの協力のもと、ソーシャルワーカーらがパネル展示を通してカンボジア事業と国際養子縁組に関する解説を行った。またカンボジア事業の特製カレンダーを中心にカンボジア製品の販売を行なった。大学生をはじめ来場者の方々からの意見・質問に白熱した議論もみられた。

グローバルフェスタでチラシをみたことで、映画会へも足を運んで下さった来場者の方もいた。今回は2003年度以来8年振りの参加となつたが、映画会やコンサートに加え、今後も積極的な広報活動の機会を持つことでISSJの事業をより幅広い世代に紹介していきたい。

3. オータムコンサート開催

2011年11月16日(水)18時半より、広尾ガーデンにあるフレンチ・レストラン「シェ・モルチエ」にてISSJオータム中国琵琶チャリティコンサートが開催された。中国琵琶演奏者、王晓東(ワン・シャオトン)氏の中国琵琶と妻の吉元ミイ子氏のピアノとのコラボレーションによる演奏である。王晓東氏は北京出身。中国の国立音楽大学である中国音楽学院で中国琵琶を極めた奏者で、現在は東京藝術大学音楽部で講師として東洋音楽演奏を指導している。

当日はISSJ理事、評議員、友人など79名の参加者があった。ビュッフェ形式の食事の後、岩井理事長からISSJに関する説明と挨拶があり、王晓東氏の演奏が始った。「シルクロード」、「蘇州夜曲」、「花」など12曲が演奏され、参加者は皆“シルクロードの風”を感じさせるような中国琵琶の音色に聞き入っていた。予定していた2時間はあつという間に過ぎ、アンコールに応えて「アーメージンググレース」なども演奏された。ISSJのことを紹介する良い機会となった。

このコンサートは当初9月21日を予定していたが、当日東京に台風が直撃し交通機関が止まつたため急遽延期とした。「シェ・モルチエ」では前日から準備して頂いたにも拘らず「チャリティなので・・」と急な延期をご理解くださいりキャンセル分を全負担して頂いた。

4. ニュースレター「Intercountry」の発行

ISSJの事業内容や活動状況および日本の児童福祉の現状を広く人々に紹介し理解していただくために、今年度はニュースレター「Intercountry」を年2回発行した。配付先は関係機関や寄付による支援者などであった。

第41号 8月31日発行	第42号 1月1日発行
<ul style="list-style-type: none">● 日本を襲った東日本大地震の影響● ISSJアジア太平洋地域会議参加● フィリピングローバルコンサルテーション参加● カンボジアプロジェクト紹介● ISSJ NOW 現在の活動紹介● 補助金、助成金事業完了のご報告● 第63回チャリティ映画会・バザーのご案内● ボランティア・スタッフリレー● ISSJ活動報告	<ul style="list-style-type: none">● 新年挨拶● 子どもの権利を守る国際福祉サービス● 難民に関わるジュネーブ国際会議報告● 香港のメンタルヘルス研修会報告● グローバルフェスタ報告● ISSJ NOW 現在の活動紹介● ISSJオータム中国琵琶コンサート● 第64回チャリティ映画会・バザーのご案内● 役員紹介● ISSJ活動報告

IV ボランティアによる活動

今年度も映画会の実施にあたり様々な分野で多くのボランティアの方が活動してくださった。ボランティアの方々の年代は20代～80代まで様々であるが、「ISSJが行っている社会福祉事業のために手作りのものを制作したり、ボランティア活動をしたりすることがご自身の生き甲斐にもつながる」と言ってくださるボランティアの方々もいて、多くの皆様に支えられて映画会が成立していることに心から感謝申し上げたい。

◆映画会・催物ボランティア◆

ISSJが年2回行うチャリティ映画会・バザーを支えてくださっているのは「催物委員会」のメンバーとして活動してくださっている中核ボランティアの方々である。上映作品の選定、チケットの販売、チラシやチケットの発送、バザーの企画、商品の準備、映画会当日の販売など主的に作業を進めてくださっている。また、このほかに手作り作品の提供、前日のバザー商品の搬入、当日のバザー販売など幅広いボランティアネットワークによってチャリティ映画会が支えられている。今年度は以下のボランティアの方々にお世話になった。(敬称略)

◎ 催物委員会委員

糸井直子、浦田眞智子、川村庸子、澤村美佐子、滝川一子、中山八枝子、西端萬里子
水田泰子、石川三春、佐久間和子、清水由利子、靄原恭子、千葉規子、

◎ バザー商品搬入のお手伝い

木村恵

◎ 映画会当日お手伝い

中村紀子、坂本悦子、塩道美由紀、三上登興子、白鳥和美、佐藤晶子、斎藤季志子、
伊藤伸子、奥田真紀子、飯田和子、伊崎逸子、菊地千代子、高橋久美子、高井清子、中島静子、
田辺麗子、植竹信子、江藤美奈子、佐藤さかえ、谷田部田美子、細井純子、斎藤雄一郎、
橋爪翼、磯野利依

◎ 手作りをはじめとする多様なバザー作品のご提供

青木洋子、石川三春、磯野利依、糸井直子、伊藤治子、伊藤路子、入江玲子、
岩場恵代子、浦田眞智子、大澤琴、小田部典子、北島俊生、衣笠孝子、斎藤季志子、
佐藤晶子、白鳥和美、塩釜智子、曾根つね子、滝川一子、千葉規子、靄原恭子、中山八枝子、
成島昌子、平岡きよ子、西山誼、三上登興子、山下恒子、山本和子、吉岡美佐子、和田紀子、
Kim&Taeko Coslett、Joni Hotz

◎ バザー品協力企業＆団体

アパ、モンスイユ、原沢製薬、利尻亀一、NPO法人難民自立支援ネットワークREN

長年、ISSJ映画会にご尽力下さいました堀越友子様がご逝去されました。これまでのご厚意に深く感謝申し上げるとともに心からご冥福をお祈り申し上げます。

◆日本語教育ボランティア◆

田辺千鶴子さんは、毎年フィリピンのDSWDより派遣されるのソーシャルワーカーに、ボランティアで日本語、日本文化の研修を行って下さっている。

御礼

ISSJの活動は多くの皆様のご厚情に支えられてその活動資金を得ております。今年度はJKAの補助金、日本財団の助成金、メイソン財団の助成金、UNHCRの支援金、国際ボランティア貯金の寄附金、東京都共同募金会の義援金配分金を頂きました。ありがとうございました。

また団体会員の東洋埠頭株式会社、三菱マテリアル株式会社、実践倫理宏正解、その他桜パイロットクラブ、東京京浜ロータリークラブ、チャリティ映画会とオータム中国琵琶コンサートにご協力いただきました皆様方、さらに個人でご寄付をしてくださいました以下の方々には役職員一同厚く御礼申し上ます。

本年、ご寄付を頂いてISSJを支えて下さり誠に有り難うございました。心より御礼申し上げます。

若草寮を支える会、聖心女子大学同窓会宮代会、有働聰美、有馬純枝、飯田紀子、五十嵐郁子、池田良子、伊坂潔、石川佐貴子、石川美絵子、和泉敬子、板倉洋子、逸見好子、伊藤陽子、井上豊子、岩井敏、鵜川晃、内田信子、梅田和信、枝広恵、榎本まり、大栗ますみ、大島賢三、大槻弥栄子、大野佳男、大森邦子、岡田まき、小田垣陽子、折本徹、金子のぶ、金田雅紀、上村由三子、川村庸子、岸田節子、衣笠孝子、君塚与四郎、木村秀夫、倉内欣江、黒田礼子、河野もと子、小林あさ子、小牧敦子、斎藤淑子、嵯峨明美、鹿瀬芝苑子、重藤裕子、重松敏子、菅沼邦子、鈴木榮子、鈴木螢梢、高瀬正枝、高橋里江、高橋恒久、高橋史子、高久京子、滝口元枝、田久保眞澄、田野ひろ、知本哲郎、辻英子、戸田律子、鳥飼光子、内藤信子、中橋恵子、中村紀子、樋崎千恵子、成毛典子、野尻信江、野村郁子、橋本真由美、林貞行、林滋、林千代、林美紀、原清美、平尾賢三郎、平川秋次、広本清政、福士敬子、福井潤一郎、星竜一、細井純子、細淵元洋、細矢次子、保々敬子、堀江渥子、本田八重子、本多理佳、前田武昭、松本佑子、三上登與子、右谷亮次、水田泰子、御手洗美智子、宮治美枝子、彌勒忠史、矢澤香織、山口要子、山崎明美、山崎喜美子、山本進三、山本眞也、横田雅史、依田良宗、渡邊啓、渡辺正子、渡辺裕子、渡辺好政、William Bridges、Deguerre Blackburn、Andrea Stawitcke、Natasha Dachos、Wendy B. Gow (敬称略、あいうえお順)



完了報告のお知らせ

平成23年度の補助金、助成金交付を受け、次の活動を完了いたしました。ここに活動完了のご報告を致しますとともに、ご協力いただきましたことを謹んで感謝申し上げます。

社会福祉法人 日本国際社会事業団 理事長 岩井 敏

	補助事業名および活動内容	補助、助成金額
JKA(旧日本自転車振興会)	補助事業名 國際的児童難民家族相談等補助事業 活動内容 当事業団は1966年よりJKAの公益事業振興分野で補助金を受けているが、今年度は「子どもが幸せに暮らせる社会を作る活動」補助事業を行なった。具体的には「子どもの最善の利益」を保障するために日本国内で実親からの保護を受けられない子どもを養新家庭に委託する国際養子縁組支援、実母への支援、そしてISSJの援助で国際養子縁組を行なった養子の実母探しの援助、また、日本国内の難民申請中の子どもの支援を行なった。	12,825,000円
日本財団	補助事業名 国境を越えた未成年者への家族再会援助 活動内容 実親に遺棄され、出生届が出されてない子どもや実親と連絡が取れなくなった子どもの実親を、雑誌や新聞で探し、親子の再会及び出生届の提出援助、さらに実親が子どもを引き取らない場合は強制送還の対象となるので、本国の親族を探し、家族との再会をする援助を行なった。 さらに、広報活動の充実を図るためHPのSEO(検索エンジン最適化)対策、児童福祉施設向けパンフレットの送付、HP作動環境の整備、広報用カラー写真集の改訂印刷も行なった。	8,000,000円
郵便貯金・簡易生命保険管理機構国際ボランティア貯金	補助事業名 カンボジア、プロンペンの貧困家庭の子どものための識字教育および母親への自立訓練(給食)の実施を行なった。	1,967,000円
UNHCR (2011年1月～2011年12月)	補助事業名 母国から政治的、宗教的、人種的迫害を逃れ日本に来て、難民申請をした後、超過滞在とななり入国管理局に収容されている人屋メンタルな問題を持つ申請者へのカウンセリングを行なった。 また、難民への理解を得るためにワークショップを開催した。	2,989,333円
メイスン財団	補助事業名 実親に遺棄された超過滞在の子どもの本国送還援助、難民認定申請中の人や申請が却下され、就労も帰国も出来ない人への、生活費や住居費や医療費援助などを行なった。	3,500,000円
東京都中央募金会	補助事業名 日本在住の混血児、外国籍児、無国籍児、難民の人々への緊急援助を行なった。	300,000円

資料

◆2011年度相談ケースの内訳

2011年度相談ケース	ケース数
新規受付相談数	1000
新規オープンケース数	180
再開ケース数	7
継続相談ケース数	478
当年度内取扱総ケース数	1666

◆相談援助ケースの主たる問題別相談回数とケース数

主たる問題	相談回数	ケース数
国際養子縁組、里子里親養護	4854	819
国際結婚・離婚のカウンセリング	167	24
国籍の問題	524	62
認知に関する問題	752	22
子どもの虐待、養育問題	33	7
送還問題	53	20
滞在手続	104	31
家族の再会	431	63
福祉行政	12	8
精神的問題	4	3
医療に関わる問題	22	11
就職	0	18
日本語教育	0	0
行方不明者探し	0	0
教育問題	4	3
財産相続	12	3
翻訳、文書作成	238	4
情報提供	120	31
刑事事件	4	1
生活適応援助	0	3
人材育成	0	0
難民問題	1944	513
奪取	61	12
その他	41	8
合 計	9380	1666

◆ケースで関係した国名

今年度に当事業団が関わった国と地域は次の 77 カ国である。

アイルランド	アフガニスタン	アメリカ	アンゴラ	イギリス
イタリア	イラン	インド	インドネシア	ウガンダ
ウクライナ	ウズベキスタン	エチオピア	オーストラリア	オーストリア
オランダ	ガーナ	カナダ	カメルーン	韓国
カンボジア	北朝鮮	ギニア	キューバ	クルド
ケニア	コートジボワール	コソボ	コロンビア	コンゴ
サウジアラビア	ザンビア	ジャマイカ	シンガポール	スイス
スーダン	スエーデン	スペイン	スリランカ	セネガル
セントヴィンセント	ソマリア	タイ	台湾	タンザニア
チェコ	中央アフリカ	中国	デンマーク	ドイツ
トルコ	ナイジェリア	ニュージーランド	ネパール	パキスタン
パラグアイ	バングラデシュ	フィリピン	ブラジル	フランス
ブルガリア	ベトナム	ペルー	ベルギー	ボーランド
香港	マリ	マレーシア	南アフリカ	ミャンマー
モーリシャス	モロッコ	モンゴル	ラオス	リベリア
ルーマニア	ロシア			

◆ケース相談持込・紹介機関

今年度内新規受付相談は 1000 ケースあり、その持込・紹介機関は次の通りである。

ケース相談持込機関	ケース数
外国政府機関・在日大使館	177
日本政府機関	省庁・都道府県・市区町村
	在外日本大使館
	家庭裁判所
	児童相談所・福祉事務所・保健所
	地方入国管理局・警察
米軍関係（基地相談機関等）	2
国連・国際機関	13
医療機関	1
学校・教会・民間団体	20
出版物・マスコミ報道・ISS 広報	315
弁護士	2
友人・知人・家族・本人	297
ISS 本支部・コレスポンデント	13
その他	119
合 計	1000

おわりに

先日、ＩＳＳＪのソーシャルワーカーがある施設を訪ねたとき、幼い子どもが「いつ僕のパパとママを連れてきてくれるの？」と無邪気に問い合わせてきたそうです。生まれてすぐから児童施設で育ってきた子ども達は、本当の父母に会った記憶がありません。養親が施設に来て子ども(養子)を連れて行く様子を見ていて、パパとママはある日自分を迎えに来てくれるのだと信じているのでしょうか。そうした子ども達に一日も早く素敵なお父さんとお母さんがいる家庭を与えることを願いつつ、役職員一同心を合わせて今年度も仕事をして参りました。

子ども達の笑顔は社会を明るくし、大人たちにも笑顔を連鎖してくれます。子殺しや子どもの虐待が連日マスコミに取り上げられる昨今です。親は子どもに命を与えたけれど、親の所有物ではありません。子は一人の人格を持つ人間です。子の命を守ることは大人の義務であり、責任です。育てられないと悩み苦しむお母さんの相談相手になって、子どもの命を守るＩＳＳＪの活動は、これからも大切なものです。

この一年間多くの皆様の善意に支えられてＩＳＳＪは活動を続けることが出来ましたことに感謝申し上げますと共に、今後ともご支援、ご協力をどうぞ宜しくお願い申し上げます。

役員（2012年3月現在）

理事長	岩井 敏
副理事長	大槻弥栄子
常務理事	大森邦子
理事	梅田勝利 鳥居淳子 前田武昭 松本哲郎 吉永通憲
監事	高尾幸治 林滋
評議員	アラン・ヴァクジヤル 飯島澄子 池田千鶴子 梅田勝利 海沼美智子 鎌倉晴久 神田憲次 木村秀夫 佐伯英隆 坂本光彦 園田天光光 滝永敏之 遠山明良 鳥居淳子 長島幸男 前田武昭 松本哲郎 御手洗美智子 吉永しのぶ 吉永通憲
顧問	大谷リツ子 右谷亮次 原澤政純

ソーシャルワーカー、ケースエイド（2012年3月現在）

大森邦子 相富陽子 石川美絵子 伊部亜理子 榎本まり 江部由里 大場亜衣 小笠原健樹
重藤裕子 田中美結 知本哲郎 中村綾 成毛彩 今田ナタモン オカンボス・ステラ
ロリータ・ロブレ

社会福祉法人 日本国際社会事業団
International Social Service Japan

〒153-0051 東京都目黒区上目黒3-6-18 西村ビル601号
TEL (03)3760-3471(代) FAX (03)3760-3474 IPTEL (050) 5527-0968
E-Mail issj@issj.org URL <http://www.issj.org>

支援のお願い

私たちは「子どもの最善の幸せ」を願って活動している社会福祉法人です。

皆様の温かいご支援をお待ちしております。

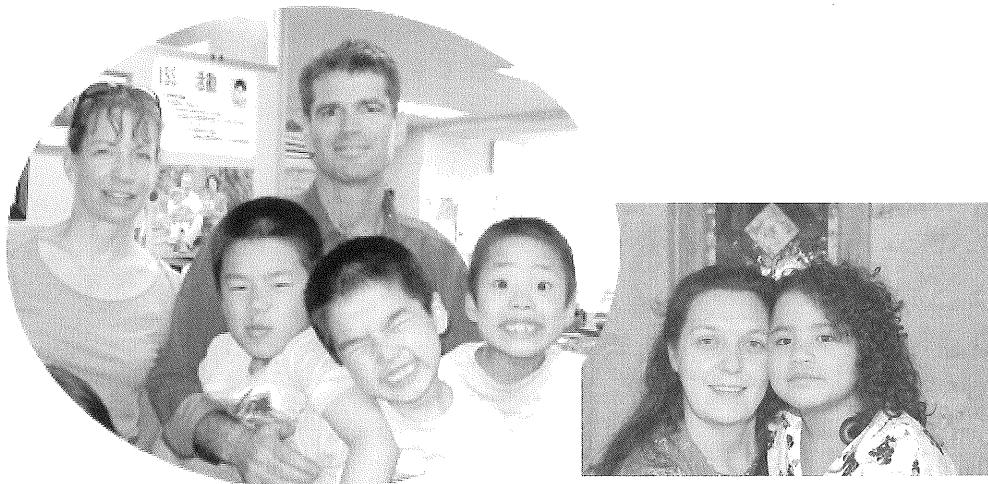
皆様のご寄付・ご支援は、活動資金として大切に活用させていただきます。

こんな時にご寄付を・・・

- お誕生日、結婚記念日
- 子どもや孫が生まれた時
- 幸せなニュースに接した時
- その他、故人の遺志を尊重して

ISSJへのご寄付は、寄付金控除等の税の優遇措置の対象となります。

皆様のご寄付、ご支援で多くの子どもたちの笑顔が広がりました！



会

員

募

集

!

振込先：三菱東京UFJ銀行中目黒支店 普通0397932

郵便振替 00190-7-64911

加入者名 社会福祉法人 日本国際社会事業団

団体・法人会費 年／1口 120,000円

団体・法人賛助会費 年／1口 50,000円

個人・グループ会費 年／1口 5,000円 (何口でも可)

その他金額の多少にかかわらず、切手、テレホンカード等ご支援を受け付けております

平成24年度 児童福祉週間

ニコニコは「なかよくしよう」の あいだよ

厚生労働省